

集団資源回収における廃蛍光管回収について

1 目的及び経緯

蛍光管に含まれている水銀の適正処理及びガラス、アルミ等の有用物のリサイクルを目的とし、平成27年10月から集団資源回収での回収を開始しました。

蛍光管は割れやすく危険なため、排出時や回収時の安全性を考慮し、当初は割れていない蛍光管のみを回収対象とし、家庭ですでに割れてしまった蛍光管については、状況を見ながら関係団体と協議し、検討を進めることとしました。

その後、見通しがついたため、平成29年9月から割れた蛍光管も集団資源回収で回収しリサイクルをすることとなりました。

2 最終処分の方法

処分事業者により破砕・洗浄・乾燥・選別等の工程を経た後、再生事業者に売却され、ガラス原料やアルミや鉄などの金属素材、金属水銀としてリサイクルされています。

3 回収量 (単位 : kg)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
H27							1,648	1,430	2,980	2,210	1,530	1,580	11,378
H28	1,510	1,240	1,360	1,374	1,040	1,350	1,270	1,400	2,610	1,710	1,350	2,000	18,214
H29	1,420	1,360	1,580	1,170	1,420	1,520	1,430	2,380	3,150				15,430

4 その他

蛍光管の排出方法は、交換した際の紙筒や紙箱に入れたうえ、無色透明の袋に入れて出すこととしています。

なお、紙筒や紙箱がない場合や割れたものについては、新聞紙等に包み「蛍光管」などと明記し、無色透明の袋に入れて出してもらうこととしています。

これにより、水銀の飛散防止を図っています。